

つくばみらい市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年1月10日（火）午後1時30分から午後2時12分まで

2 開催場所 つくばみらい市役所 谷和原庁舎 2階 第1・2会議室

3 出席者

農業委員（9人）

会 長	6番	中 山	雅 史
会長職務代理	2番	菊 地	典 夫
委 員	1番	萱 橋	敏 男
委 員	3番	中 山	茂
委 員	4番	中 山	一 徳
委 員	5番	海老原	茂
委 員	7番	仲 井	一 人
委 員	9番	岡 野	幸 雄
委 員	10番	榎 田	実

農業委員会事務局職員（3人）

事 務 局 長	石 塚 英 明
事務局長補佐	大久保慎太郎
係 長	柳 橋 真 美

4 欠席委員

8番 文 藏 雄 嗣

5 傍聴者

なし

6 議案

議案第1号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可の取消について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可について

議案第4号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可について

議案第5号 非農地証明発行可否について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）

議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

報告事項

- ①農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について

7 会議の概要

1 事務局（石塚事務局長）

定刻となりました。只今から令和5年1月のつくばみらい市農業委員会総会を開会します。

皆様にお願いがございます。携帯電話は、電源を切るか、マナーモードにしてくださいませようお願いいたします。

早速、総会の議事日程により進めさせていただきます。議事日程の2番「会長挨拶」中山会長よりご挨拶いただきます。中山会長お願いいたします。

1 議長（中山会長）

皆様、あらためまして、おめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。令和5年が皆様にとって良い年でありますように心からご祈念申し上げます。また、つくばみらい市農業委員会が発展することを祈念したいと思います。令和5年も我々農業委員会がやらなければならない課題が多々ありますので、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんと力を合わせて、共に頑張っていきたいと思っております。皆様方のご協力、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、本日の総会は、議案8件と報告事項2件となっています。

皆様方の慎重な審議をお願いして、簡単ですが挨拶といたします。よろしく申し上げます。

1 事務局（石塚事務局長）

ありがとうございました。本日は文蔵委員が欠席ですので、出席委員は農業委員9名出席でございます。委員の出席人数が定足数に達していますので会議は成立しております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は中山会長にお願いいたします。

1 議長（中山会長）

それでは、暫時議事を進めてまいりますので、皆様方のご協力をよろしく申し上げます。

まず、議事日程の3番「議事録署名委員の選出」でございますが、私議長の方にご一任していただくことにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

ありがとうございます。異議なしの声がございましたので異議なしと認め、早速指名させていただきます。議事録署名委員は、10番榎田委員、2番菊地職務代理者の2名をお願いしたいと思います。書記は事務局でお願いします。

それでは、議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

1 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は7件となっております。1ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は進入路整備のための売買となっております。

申請地は、■■■■字■■■■番■■■■、地目は登記山林、現況畑、面積は■■■■㎡でございます。

続きまして受付番号2番、申請理由は建売住宅建築のための売買となっております。

申請地は、■■■■字■■■■番■■■■、地目は登記現況とも畑、面積は■■■■㎡でございます。

続きまして受付番号3番、申請理由は自己住宅建築のための売買となっております。

申請地は、■■■■字■■■■番■■■■、地目は登記現況とも畑、面積は■■■■㎡、■■■■字■■■■番■■■■、地目は登記現況とも畑、面積は■■■■㎡、合計2筆■■■■㎡でございます。

続きまして受付番号4番、申請理由は自己住宅建築のための使用貸借となっております。

申請地は、■■■■字■■■■番■■■■、地目は登記現況とも畑、面積は■■■■㎡、■■■■字■■■■番■■■■、地目は登記現況とも畑、面積は■■■■㎡、合計2筆■■■■㎡でございます。

ございます。

続きまして受付番号5番、申請理由は駐車場整備のための売買となっております。

申請地は、**■**字**■**番**■**、地目は登記現況とも田、面積は**■**m²でございます。

続きまして受付番号6番、申請理由は自己住宅建築のための売買となっております。

申請地は、**■**字**■**番**■**、地目は登記現況とも畑、面積は**■**m²、**■**字**■**番**■**、地目は登記現況とも田、面積は**■**m²、合計2筆**■**m²でございます。

続きまして受付番号7番、申請理由は建売住宅建築のための売買となっております。

申請地は**■**字**■**番**■**、地目は登記現況とも畑、面積は**■**m²でございます。

説明は以上になります。

1 議長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果報告をいただきたいと思っております。5番海老原委員よりお願いします。

1 海老原委員

去る1月5日午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。当日は、中山会長、岡野委員、榎田委員、私、事務局からは大久保補佐、柳橋係長の6名で行いました。

受付番号1番、地図は3ページになります。

申請地は、**■**の北側になります。

現地は、既にゴルフ練習場の進入路の一部としてアスファルト舗装がされており、農地法の許可を得ていたかったことが判明したため、始末書を添付の上、申請するものです。

申請地の農地区分は、市街地からおおむね500mの区域内にある農地で、その規模が10ha未満の区域に位置する小集団の農地であることから第2種農地と判断いたします。

申請者は、隣接地でゴルフ練習場の経営を行っており、申請地1筆**■**m²を売買により譲り受け、ゴルフ練習場の進入路として使用するものであり、許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号2番、地図は4ページになります。

申請地は、[REDACTED]の北東側になります。現地は草刈等がされており、きれいに管理されている状態であります。

申請地の農地区分は、市街地からおおむね500mの区域内にある農地で、その規模が10ha未満の区域に位置する小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。

申請者は、申請地1筆[REDACTED]㎡を利用し、建売住宅を建築する計画となっております。

資金計画については、自己資金で賄い、関係法令との調整も行っており、建売住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号3番、4番は譲受人が同一の為、一括して説明いたします。地図は5ページになります。

申請地は、[REDACTED]の北側になります。現地は耕作されている状態でした。

申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断いたしました。

申請者は、申請地4筆[REDACTED]㎡を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。

資金計画については、自己資金で賄い、関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号5番、地図は6ページです。

申請地は、[REDACTED]の北東側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断いたします。

申請者は、隣接地で[REDACTED]を経営しており、施設来客者の増加に伴い駐車場が手狭になったため、現在使用している駐車場の隣接地に、新しく駐車場が必要になったため、申請地1筆[REDACTED]㎡を利用し、従業員用駐車場80台分を整備する計画となっております。

資金計画については、自己資金、融資資金で賄い、事業計画に関する書面、事業経歴書等により、駐車場としての許可要件を満たしているものと思います。

続きまして受付番号6番、地図は7ページになります。

申請地は、[REDACTED]の北東側になり、現地は耕作されていませんが、雑草などはきれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、申請地からおおむね300メートル以内に[REDACTED]の改札口があることから、第3種農地と判断いたしました。

申請者は、申請地2筆[REDACTED]㎡を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。

資金計画については、融資資金で賄い、関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号7番、地図は8ページになります。

申請地は、[REDACTED]の北西側になります。現地は耕作されている状態でした。

申請地の農地区分は、水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請地からおおむね500メートル以内に、「[REDACTED]」、「[REDACTED]」があることから第3種農地と判断いたします。

申請者は、申請地1筆[REDACTED]㎡を利用し、建売住宅を建築する計画となっております。

資金計画については、自己資金で賄い、関係法令との調整も行っており、建売住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

以上、報告いたします。

1 議長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。まず議案第1号受付番号1番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

質問がないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

質問がないようですので、受付番号3番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

質問がないようですので、受付番号4番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

質問がないようですので、受付番号5番についてご質問のある方、挙手願います。

(挙手なし)

質問がないようですので、受付番号6番についてご質問のある方、挙手願います。

(挙手なし)

質問がないようですので、受付番号7番についてご質問のある方、挙手願います。

(挙手なし)

質問がないようですので採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

続いて議案第2号「農地法第5条の規定による許可の取消について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第2号「農地法第5条の規定による許可の取消について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による許可の取消願は1件となっております。9ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は事業計画を取りやめるためとなっております。

申請地は、■■■■字■■■■番■■■■、地目は登記現況とも畑、面積は■■■■㎡、■■■■字■■■■番■■■■、地目は登記現況とも畑、面積は■■■■㎡、■■■■字■■■■番■■■■、地目は登記現況とも田、面積は■■■■㎡、■■■■字■■■■番■■■■、地目は登記現況とも田、面積は■■■■㎡、合計4筆■■■■㎡でございます。

説明は以上です。

1 議長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたい
と思います。5番海老原委員よりお願いします。

1 海老原委員

1月5日、午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたしま
す。メンバーは、先程、議案第1号で報告したメンバーになります。

受付番号1番、地図は10ページになります。

申請地は、XXXXXXXXXXの北側になります。

願出人である譲受人は、建売住宅用地とするため、令和4年9月12日付け、みらい
農委指令第24号で農地法第5条の許可を受けましたが、事業計画を取りやめたため、
譲渡人と連名で許可の取消しを願い出るものです。

現地を確認したところ、許可時の状況と変わりありませんでした。

申請地の農地の区画形質の変更等が行われておらず、登記地目の変更がないこと、土
地所有者の変更もないことから、許可の取消しをしても差し支えないと思われま
す。

報告は以上です。

1 議長（中山会長）

ありがとうございました。書類審査及び現地確認の結果報告が終わりましたので、こ
れより審議いたします。

議案第2号受付番号1番について、ご質問のある方の挙手を求めます。

(挙手なし)

質問がないようですので採決いたします。

議案第2号について、許可を取り消すことに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第2号は原案のとおり許可を取
り消すことに決定いたしました。

続いて議案第3号「農地法第4条の規定による許可について」を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

1 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第3号「農地法第4条の規定による許可について」をご説明いたします。

今日の農地法第4条の規定による転用許可申請は1件となっております。11ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は墓地及び進入路整備のためとなっております。

申請地は、**■■■■**字**■■■■**番**■■**、地目は登記現況とも田、面積は**■■■■**m²、**■■■■**字**■■■■**番**■■**、地目は登記現況とも田、面積は**■■■■**m²、合計2筆**■■■■**m²でございます。

説明は以上です。

1 議長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果報告いただきたいと思っております。9番岡野委員よりお願いします。

1 岡野委員

1月5日午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で海老原委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号1番、地図は12ページになります。

申請地は、**■■■■**の北東側になります。

申請地の農地区分は、おおむね10ha以上規模の一団の農地の区域内にある農地であるため1種農地と判断いたします。

申請者は、茨城県が施工する一級河川中通川河川改良工事に伴い、墓地の移転が必要になったため、申請地2筆**■■■■**m²を利用し、墓地の設置及び進入路を整備する計画となっております。

資金計画については、自己資金で賄い、関係法令との調整も行っており、墓地の設置及び進入路を整備するための許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1 議長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。議案第3号受付番号1番について、ご質問のある方の

挙手をお願いします。

(挙手なし)

質問がないようですので採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。採決の結果全員賛成により、議案第3号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

続いて議案第4号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第4号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は4件となっております。13ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、**■**字**■**番、地目は登記現況とも田、面積は**■**m²の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号2番、申請地は、**■**字**■**番、地目は登記現況とも田、面積は**■**m²の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号3番、申請地は、**■**字**■**番、地目は登記現況とも畑、面積は**■**m²の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号4番、申請地は、**■**字**■**番、地目は登記現況とも田、面積は**■**m²の自作地、契約内容は売買となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。説明は以上になります。

1 議長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。10番榎田委員よりお願いします。

1 榎田委員

1月5日午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で海老原委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号1番、地図は14ページになります。

申請地は、[REDACTED]の南東側になります。現地は耕作されている状態でした。

申請者は、自作地と借入地あわせて約3,090アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は3名で、水稲・陸稲・野菜を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも田、1筆 [REDACTED] m²を、規模拡大のため売買により譲り受け、水稲を作付する予定です。

続きまして受付番号2番、地図は15ページになります。

申請地は、[REDACTED]の北東側になります。

現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、自作地と借入地あわせて約167アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、水稲、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも田、1筆 [REDACTED] m²を、規模拡大のため売買により譲り受け、水稲を作付する予定です。

続きまして受付番号3番、地図は16ページになります。

申請地は、[REDACTED]の南東側になります。現地は草刈等の管理がさせておらず、耕作放棄地の状態でした。

申請者は、自作地約71アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、水稲・野菜を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも畑、1筆 [REDACTED] m²を、規模拡大のため売買により譲り受け、ブルーベリーを栽培する予定です。

続きまして受付番号4番、地図は17ページになります。

申請地は、[REDACTED]の南西側になります。現地は耕作されている状態でした。

申請者は、自作地と借入地あわせて約88アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、水稲、麦、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも田、1筆 [REDACTED] m²を売買により譲り受け、水稲を作付する予定です。

以上のことから、受付番号1番から4番については、農機具等も所有しており、農地

法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1 議長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第4号受付番号1番についてご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

質問がないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

質問がないようですので、受付番号3番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

質問がないようですので、受付番号4番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

質問がないようですので採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第4号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第5号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第5号「非農地証明発行可否について」をご説明いたします。今月の非農地証明願は1件となっております。18ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、■■■■字■■■■番■■、地目は登記現況とも畑、面積は■■■■m²、■■■■字■■■■番■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■m²、合計2筆■■■■m²でございます。

説明は以上です。

1 議長（中山会長）

続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。9番岡野委員よりお願いします。

1 岡野委員

1月5日午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で海老原委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号1番、地図は19ページになります。

申請地は、■■■■の南西側になります。

今回提出されました受付番号1番につきましては、申請書類等の審査、現地調査をしたところ、平成10年11月以前から宅地として使用されておりました。

以上のことから、受付番号1番につきましては、茨城県が発行している農地法関係 事務処理の手引き（農地転用関係）に記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると考えますので、非農地証明を発行しても差し支えないと思われま

す。各委員のご審議をお願いいたします。

1 議長（中山会長）

ありがとうございました。書類審査及び現地確認の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第5号受付番号1番について、ご質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

質問がないようですので採決いたします。

議案第5号について、非農地証明を発行することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第5号は非農地証明を発行することに決定いたしました。

続いて、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1 事務局(大久保事務局長補佐)

それでは議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」をご説明いたします。20ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。

新規案件としまして、田が50筆で84,290㎡、畑が14筆で19,319㎡、合計64筆103,609㎡です。貸し手が17人で、借り手が11人となります。

次に更新案件ですが、田が3筆で6,399㎡、畑が1筆で1,914㎡、合計4筆、8,313㎡です。貸し手が3人で、借り手が3人となります。

合計では、田が53筆で90,689㎡、畑が15筆で21,233㎡、合計68筆111,922㎡です。貸し手が20人で、借り手が14人となります。

権利の設定開始は、令和5年2月1日からとなります。

詳細につきましては、21ページから24ページの農用地利用権設定計画一覧をご覧ください。

説明は以上です。

1 議長(中山会長)

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。24ページの議案第6号の受付番号68番は、7番仲井委員が議事参与の制限となっております。したがって、2つに分けて審議を進めてまいります。まず、受付番号1番から67番までについて審議いたします。ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

質問がないようですので採決いたします。議案第6号の受付番号1番から67番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第6号の受付番号1番から67番については原案のとおり許可することに決定いたしました。

続いて受付番号68番について審議いたします。7番仲井委員の退席をお願いします。

(仲井委員退席)

それでは審議します。受付番号68番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

質問がないようですので採決いたします。議案第6号の受付番号68番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第6号の受付番号68番については原案のとおり許可することに決定いたしました。仲井委員の復席をお願いします。

(仲井委員復席)

以上審議の結果、議案第6号は全て原案のとおり許可することに決定いたしました。資料の(案)を削除をお願いします。

続いて議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業)」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1 事務局(大久保事務局長補佐)

議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業)」を説明いたします。25ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が11筆で29,883㎡、畑が15筆で7,673㎡、合計26筆37,556㎡です。貸し手が13人、借り手が1団体となります。

権利の設定開始は、令和5年3月1日からとなります。

詳細につきましては、26、27ページの農用地利用権設定計画一覧（農地中間管理事業）をご覧ください。

説明は以上です。

1 議長（中山会長）

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。27ページの議案第7号の受付番号26番は石塚事務局長が議事参与の制限となっております。したがって、2つに分けて審議を進めてまいります。まず、受付番号1番から25番までについて審議いたします。ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

質問がないようですので採決いたします。議案第7号の受付番号1番から25番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第7号の受付番号1番から25番については原案のとおり許可することに決定いたしました。

続いて受付番号26番について審議いたします。石塚事務局長の退席をお願いします。

（石塚事務局長退席）

それでは審議します。受付番号26番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

質問がないようですので採決いたします。議案第7号の受付番号26番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第7号の受付番号26番については原案のとおり許可することに決定いたしました。石塚事務局長の復席をお願いします。

(石塚事務局長復席)

以上審議の結果、議案第7号は全て原案のとおり許可することに決定いたしました。資料の(案)を削除をお願いします。

続いて、議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1 事務局(大久保事務局長補佐)

議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取について」を説明します。こちらにつきましても28ページの農用地利用配分計画案総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が11筆で29,883㎡、畑が15筆で7,673㎡、合計26筆37,556㎡です。貸し手が15人、借り手が3人となります。

権利の設定開始は、令和5年3月1日からとなります。

詳細につきましては、29、30ページの農地中間管理事業 農用地利用配分計画(案)一覧をご覧ください。こちらにつきましては、市から意見を求められているものでございます。

1 議長(中山会長)

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。議案第8号の受付番号26番は、石塚事務局長が議事参与の制限となっております。したがって、2つに分けて審議を進めてまいります。まず、受付番号1番から25番について審議いたします。ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

質問がないようですので採決いたします。議案第8号の受付番号1番から25番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第8号の受付番号1番から25番については原案のとおり承認することに決定いたしました。

続いて、受付番号26番について審議いたします。石塚事務局長の退席をお願いします。

(石塚事務局長退席)

それでは審議します。受付番号26番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

質問がないようですので採決いたします。議案第8号の受付番号26番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第8号の受付番号26番については原案のとおり承認することに決定いたしました。石塚事務局長の復席をお願いします。

(石塚事務局長復席)

以上審議の結果、議案第8号は全て原案のとおり承認することに決定いたしました。議案は以上でございます。続いて報告事項に入ります。報告事項2件について、一括して事務局より報告願います。

1 事務局（石塚事務局長）

報告事項①「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処

分について」を報告いたします。議案書は31、32ページになります。

今回の転用届出に対する専決処分は、谷井田地区が1件、小絹地区が2件、福岡地区が2件、みらい平地区が1件となります。

申請理由は、自己住宅建築のための売買が4件、資材置場設置のための賃貸借が2件となっております。

続きまして、報告事項②「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」をご報告します。議案書は33ページから37ページをご覧ください。

今回の合意解約は25件となります。

解約理由は、土地所有者本人が自作するためのものが7件、耕作者変更のためのものが3件、中間管理事業に変更するためのものが2件、農地法第5条申請のためのものが1件、県道常総取手線道路改良事業のためのものが11件、利用権を設定した地番を誤ってしまったためのものが1件となっております。

報告は以上です。

1 議長（中山会長）

ありがとうございました。

以上で本日予定しました議案は、すべて終了しました。

これをもちまして、1月定例総会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

上記会議の次第を記載し、相違ないので署名押印する。

令和5年1月10日

つくばみらい市農業委員会

議長 (印)

議事録署名委員 (印)

議事録署名委員 (印)